

新認定 NPO 法人制度等の運用改善要望

平成 24 年 8 月 2 日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

● 新認定 NPO 法人制度の運用の緊急な改善をお願いしたい

改正 NPO 法は、今年 4 月 1 日に施行されたが、施行 3 か月を経た時点で、認定申請数が、全国で本認定・仮認定合わせて、わずか 49 件という低調さである。

原因は、

1. 法改正の周知が遅れている。
2. 所轄庁が国税庁時代より厳しい審査を行っていたり、審査基準を明確に示さない。
3. 所轄庁が審査を敬遠して、NPO 支援センターに相談を丸投げしたり、相談に応じないケースが出ている。

等の現状がある。

早急に運用の改善を図っていただかないと、改正の効果がないばかりか、旧国税庁で認定を受けられた団体も再認定を受けられない事態が発生しかねないなど、このままではせっかくの抜本改正が「台無し」「改悪」となってしまう危険性がある。

【現状】2012 年 6 月末現在の全国認定・仮認定申請状況（内閣府へのヒアリング）

認定申請	仮認定申請	認定・仮認定計
32	17	49

※旧制度に基づく、国税庁の認定 NPO 法人数は全国で 267 法人（7 月 15 日現在）、改正 NPO 法に基づく、所轄庁の認定 NPO 法人数は、佐賀県 1 法人、群馬県 1 法人のみ（8 月 2 日現在）です。

※内閣府は、事前アンケートで 2012 年度中の認定申請法人数を 1450 法人と見積もっていたが、現状では、それにははるかに届きそうもない。

1. 改正 NPO 法の周知が致命的に遅れている。

- 内閣府の調査にあるように、法律改正直前で、法律の改正内容を知っている NPO 法人は全体の 14.9%。85%以上の NPO 法人が改正内容を知っていない。
- 昨年 6 月 15 日に改正 NPO 法が成立してから、ほとんど周知が行われていない。内閣府の「手引き」（460 頁に及ぶ）が所轄庁に配布されたのが、4 月の施行前の 3 月上旬になってから。多くの地方議会では、3 月議会の会期末に改正 NPO 法施行条例を可決しており、所轄庁からの情報提供（申請書類等）は施行日（4 月 1 日）に間に合っていない。施行日時点で、所轄庁への申請書類が公表されていなかった所轄庁も少なくない。
- NPO 法人に対しては、内閣府の「手引き」及び所轄庁がそれをもとに作成した「手引き」がホームページに掲載されているだけで、しかも内容が大部で分かりにくい。

2. 所轄庁が国税庁時代より厳しい審査を行っていたり、審査基準を明確に示さない。

- 認定基準の（７）に「法令違反の事実がないこと」という要件があるが、これが国税庁時代より、厳しく運用されている。
 - ① 国税庁時代には、「資産の総額」の登記等が若干法令の規定より遅れて提出されていても認定要件では問題視されてこなかった。これは、NPO法の規定では、「事業年度終了後３か月以内に総会を開催し、資産の総額を確定すればよい」とされていたが、一方、組合等登記令では、「事業年度終了後２か月以内に登記する」ことを求めているため、法の齟齬があったことによる。法務局もそのことは了承しており、今まで、総会後の登記の変更をむしろ推奨してきたが、今回の法改正でそれが「法令違反」であると所轄庁が言い出した。⇒これについては、内閣府が７月３０日に通達（添付別紙）を出して、一部改善したが、その通達がさらに混乱を招いている状況がある。
 - ② 所轄庁によって、「法令違反」の範囲を無制限に拡大し始めている。例えば、社会保険に未加入だったり、滞納している状況を調べると言いだしたり、労働基準法はどうか、と言いだしている所轄庁もある。国税庁時代は「法令違反」の範囲は、極めて限定運用されていたし、明確にされていたのが、無制限となり、NPO法人が不安で申請できない状況となっている。
 - ③ NPO法に関しては、事業報告書等を事業年度終了後３か月以内に所轄庁に提出することとなっている。これは、昨年６月までは、基本的に提出されていればよいとされていたが、改正後、１日でも提出が遅れたら、認定基準（６）「事業報告書等がNPO法の規定（事業年度終了後３か月以内）により提出していること」に違反しているといって、認定申請を受理しないと明言する所轄庁が出てきている。過去の運用では、昨年６月までは、そのような厳しい運用はなされていなかった。また、所轄庁に期限通り提出に行っても、所轄庁が「見きれない」「書式例とあっていない」という理由等でその日に受理されなかった等のケースもあり、NPO法人の責任にすべてを帰すのは理不尽である。また、とりわけ、昨年は、東日本大震災の対応で追われたNPO法人も多く、事業報告書等の提出は延長されたが、十分対応できていない被災地NPOもある。
 - ④ 今年４月の改正で、理事の代表権を定款で制限している場合、代表以外の理事の抹消登記をする義務が生じている。これが、今年１０月１日期限なのだが、ほとんどのNPO法人がそれを知らない。このままでは、多くのNPO法人が、「法令違反」となってしまいう可能性が高い。つまり認定申請ができなくなる。（補足参照）
 - ⑤ 今年４月からの改正NPO法で、NPO法人会計基準の導入が推奨されたが、それまでは、多くのNPO法人はバラバラの解釈で会計書類を提出していた。そのため、認定NPO法人の要件で必要となる「事業費・管理費」の区分をしていなかったり、間違えた基準でしているNPO法人が多い。この場合、総会等の手続きをして、過去の報告書を差し替える必要があると想定されるが、それを一部の所轄庁が、「事

業報告書の提出の遅れ（法令違反）の可能性がある」といって、態度を明確にしない。過去の補正ができないと、多くの法人が申請ができない状態である。

- ⑥ 所轄庁に国税庁の審査手順が引き継がれていない（と所轄庁が主張している）ので、認定申請書類を、後で問題にならないよう、非常に慎重にすすめており、なかなか受理に至らないケースがある。ある所轄庁では、事務所調査まで行って、認定がほぼ間違いなしと判断がつくまでは受理しないと明言している。標準処理期間があった国税庁より、大幅に遅れるケースが増えるのではないか。

【補足】法人登記が可能な登記所の減少と NPO 法人負担軽減

法務局・出張所等の統廃合により、NPO 法人の法人登記が可能な登記所は年々減少している。直近 2 年だけでも、平成 23 年だけで 134 ヶ所、平成 22 年も含めると 260 ヶ所近くで、法人登記が不可能になっている。すなわち、遠く県庁所在地の本局等まで行かないと法人登記が行えない状況である。

例えば、福島県内で法人登記が行えるのは、福島市にある「福島地方法務局」のみである。同様に、京都府や和歌山県、広島県、岐阜県、三重県、千葉県、長野県、島根県、鳥取県、山形県、沖縄県、兵庫県、高知県、岡山県、新潟県、茨城県など多くの府県で、法人登記が行える登記所は県内に 1 ヶ所しかない。神奈川県ですら 2 ヶ所しか無い。このため、県庁所在地から遠い地域に所在する NPO 法人は、多大な時間と費用をかけて、不慣れた登記手続きを行わなければならない。

株式会社等であれば、司法書士など専門家に有償で依頼できるが、活動資金不足の NPO 法人では有償依頼は困難だ。結果として、多くの NPO 法人は自身で登記手続きを行わなければならない。ゆえに、現行法令に厳格に則って登記をするのは、特に地方の NPO 法人にとって非常に大きな負担である。

こうした背景から、NPO 法人に関する登記義務負担軽減及び手続き期限の延長が急務である。

3. 所轄庁が審査を敬遠して、NPO 支援センターに相談を丸投げしたり、相談に応じないケースが出ている。

- 所轄庁が、認定審査を敬遠していたり、人員不足から、地域の NPO 支援センターに相談業務を丸投げしているケースが多い。地域の NPO 支援センター等で書類をチェックしてからでないと相談や書類を受理しないとしている所轄庁もある。一方で、地域の NPO 支援センターには、所轄庁から認定申請のノウハウ等や審査基準について、十分な説明やマニュアル配布がなされておらず、相談に十分対応できない状況になっている。
- 国税庁時代は、申請書類を作成していくと、どこに問題があってどう修正すべきかを対応してくれていた。一方、現在、一部の所轄庁では、事業報告書の提出が 1 日でも

遅れている等した場合、相談にも応じない。これでは、いつまでたっても認定取得できないことになる。

●運用の改善をお願いした事項

1. （基準6）「事業報告書等の期限内提出」については、少なくとも今回の改正の経過期間（3年）は柔軟な運用を行い、やむを得ない一定の遅れは要件に抵触しないことを明確化する。
2. （基準7）「法令違反」については、「法令の範囲」を明確にするとともに、一定期間は、「行政庁から法令に基づく改善命令等を受けた事実がある」「登記法令に基づく過料が科せられた事実がある」等、弾力的経過措置を講じる。
3. 「資産の総額」の登記は、公益社団・財団法人や一般社団・財団法人では登記事項から削除されている。不要な規定であり、組合等登記令を改正しNPO法人の登記事項から削除する。
4. 改正NPO法施行後6ヶ月以内（9月末まで）に行うことが義務付けられている「理事の代表権喪失の登記」手続きについて、期限をもう6ヶ月間延長する。
5. 行政手続きの透明化のためにも、審査マニュアルを各所轄庁で早急に整備・公表し、各NPO支援センター等で相談に乗れる体制を構築する。